



内令第二百三十七號

昭和十六年内令第四百一號、同年内令第四百八十八號及同年内令第五百十四號中「第三海軍軍需部」ヲ「第百二海軍軍需部」ニ改メ昭和十七年一月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年内令第五百四十八號中「第六防備隊（潜水艦基地ノ業務ニ充ツベキモノ）」ヲ削リ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

参照

昭和十六年内令第四百一號ハ第三海軍軍需部等ニ人員臨時増置ノ件
同年内令第四百八十八號ハ海南海軍軍需部等ノ人員臨時増置ノ件
同年内令第五百十四號ハ馬公海軍軍需部等ノ人員臨時増置ノ件
同年内令第五百四十八號ハ第四防備隊（潜水艦基地ノ業務ニ充ツベキモノ）ニ人員臨時増置ノ件

内令第二百三十八號 昭和十七年内令第一二〇五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十六年内令第七百七十七號中「兵曹、水兵 四十人（電電信兵 高内）

吳鎮守府在籍者
佐世保鎮守府在籍者
舞鶴鎮守府在籍者 二一
五八」ヲ

内令

二三二

内令

「兵曹、水兵 三十七人（掌電信兵

高^内（^内吳鎮守府在籍者
舞鶴鎮守府在籍者
四八）ニ改ム

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三通信隊

兵曹、水兵

三人（掌電信兵）（横須賀、吳、舞鶴鎮守府在籍者 各一）

参照 昭和十六年内令第七百七十七號ハ東京海軍通信隊（大和田分遣隊勤務）ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百三十九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年内令第~~二百三十九號~~四二〇號

昭和十六年内令第千七百七十八號中「百一十一人」ヲ「百八十一人」ニ改ム

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三艦隊司令部

兵曹、水兵

五十人（掌電信兵 三〇（横須賀鎮守府在籍者）
特修兵適宜（暗號） 二〇）

第四艦隊司令部

兵 曹、水 兵

六十人〔掌櫃信兵 四〇〕〔特修兵適宜(暗號) 二〇〕〔横須賀鎮守府在籍者〕

参照 昭和十六年内令第千七百七十八號ハ第三通信隊等ノ人員臨時減員ノ件ナリ

内令第二百四十號

昭和十六年内令第千三百七十六號中稚内海軍通信隊ノ項ヲ削ル

昭和十六年内令第千四百十三號中「四十五」ヲ「五十五」ニ、「特修兵適宜(暗號) 一三」ヲ「特修

兵適宜(暗號) 二三」ニ改ム

昭和十六年内令第千三百七十五號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

父島海軍通信隊ノ項中

主 計 兵

一人

ヲ

主計兵曹、主計兵

一人(掌櫃理兵)

一人

ニ改ム

内 令

二三三

0291

内令

二三四

昭和十六年内令第千三百七十六號ハ東京海軍通信隊等ノ人員臨時減員ノ件
参照 同年内令第千四百十三號ハ第八十一通信隊ニ人員臨時増置ノ件
同年内令第千三百七十五號ハ佐世保海軍通信隊等ノ人員臨時増置ノ件

内令第百四十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

特務艦宗谷

兵 曹、水 兵 二人(掌電信兵)
工作兵曹、工作兵 一人(掌工兵 機械)
主計兵曹、主計兵 一人(掌衣糧兵)

0292

内令第二百四十二號

右本籍ヲ吳鎮守府卜定メタル

昭和十七年二月六日

伊號第二十八潜水艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

二四五

0293

内令第二百四十三號

海軍定員令中左ノ通改正セラシ

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一等潜水艦定員表其ノ七中「伊號第二十七、」ノ下ニ「伊號第二十八、」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ六六頁参照)

内令第二百四十四號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十七年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特修兵配置表其ノ十六ノ二中「伊號第二十七、」ノ下ニ「伊號第二十八、」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五四ノ四頁参照)

内令

二三七

0294

内令第二百四十五號

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定メラル

昭和十七年二月七日

伊號第百八十潜水艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第二百四十六號

海軍定員令申左ノ通改正セラル

昭和十七年二月七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一等潜水艦定員表其ノ八申「第百七十六」ノ下ニ「第百八十」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ六八頁参照)

内令第二百四十七號

特修兵教員配置規則申左ノ通改正ス

内令

三三九

0295

内令

昭和十七年二月七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特修兵配置表其ノ十六中「第七十六」ノ下ニ「第八十」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五四ノ二頁参照)

内令第二百四十八號

佐世保鎮守府在籍

伊號第八十潜水艦

右當分ノ間定員ヲ置カズ

昭和十七年二月七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

二四〇
(二四四六)
ナリ

0296

内令第二百四十九號（所要ノ向ヘ配付）

陳東

内令第二百五十號（所要ノ向ヘ配付）

林

内令第二百五十一號（所要ノ向ヘ配付）

林

内令第二百五十二號

潜水隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

第二十六潜水隊ノ項中「呂號第六十二」ノ下ニ「呂號第六十五、呂號第六十七」ヲ加フ

第二十七潜水隊ノ項ヲ削ル

（内令提要卷一、七〇頁参照）

内令第二百五十三號

水雷隊編制中左ノ通改定セラル

内令

二四七

0297

内令

二四八

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第一水雷隊ノ項ヲ削ル

(内令提要卷一、七二頁参照)

内令第二百五十四號

特設掃海隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二十八掃海隊ノ項中「第七福榮丸、」ノ下ニ「第三京仁丸、」ヲ加フ

(昭和十六年内令第千二百五十二號参照)

内令第二百五十五號

吳鎮守府所管

0298

右特設航空機運搬艦ト改メラル

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設敷設艦 最上川丸

内令第二百五十六號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
漁船 朝日丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船 備讃丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船 第貳南進丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船 第十五大日本丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船 第十一號紀美丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府

内令

二四九

0299

内令

二五〇

漁船	美島丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船	オーストラリヤ丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船	鳥取丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府
漁船	第五光進丸	特設監視艇	舞鶴鎮守府

内令第二百五十七號

昭和十六年内令第七百八十號別表中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第七防備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第根	第三號朝日丸	美島丸
八據	備讚丸	オーストラリヤ丸
特地	第貳南進丸	鳥取丸
別隊	第十五大日本丸	第五光進丸
	第十一號紀美丸	

参照 昭和十六年内令第七百八十號ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

0300



内令第二百五十八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設航空機運搬艦最上川丸

特務中少尉、兵曹長 乗組 一人

内令第二百五十九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第百一海軍航空廠

看護兵曹、看護兵 二人

内令第二百六十號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス

内令

三五二

0301

内令

三五二

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

増員

第五十四警備隊

特務大 中尉 分隊長

一人

特務中少尉、兵曹長 隊附

一人

減員

第五防備隊

少 佐、大 尉 分隊長

一人

特務中少尉、兵曹長 隊附

一人

内令第二百六十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0302

第二十四航空戦隊司令部

特務中少尉、兵曹長、附

一人

兵 曹

六人（特修兵適宜（暗號））

水 兵

九人

内令第二百六十二號

昭和十七年三月三十一日迄左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十七年二月五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二十四航空戦隊司令部

少 佐

附

一人

横濱海軍航空隊

大 尉

附

一人

飛行特務中少尉

附

二人

整備兵曹長

附

一人

内令

三五三

0303

内令

三五四

飛行兵曹、飛行兵

十四人（掌飛行兵^{偵探}）

整備兵曹、整備兵

四十三人（掌整備兵^高、掌航空兵器兵^{九六}（射撃）^三）

主計兵曹、主計兵

一人

内令第二百六十三號

昭和十六年内令第三百九十一號中「四十一人」ヲ「五十五人」ニ、「百三十五人」ヲ「百五十人」

ニ、「掌電信兵^高」^{四二}「一〇〇」ヲ「掌電信兵^高」^{一五〇}ニ改ム

昭和十七年内令第八十五號中「三十七人」ヲ「十七人」ニ、「掌電信兵 二〇」ヲ「掌電信兵 一

〇」ニ改ム

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 昭和十六年内令第三百九十一號ハ海南通信隊ノ人員臨時減員ノ件
昭和十七年内令第八十五號ハ大島防備隊ニ人員臨時増設ノ件

0304

内令第二百六十四號

昭和十四年内令第九百七十三號中「水兵、機關兵 四十人」ヲ「水兵、機關兵 四十五人」ニ改ム
昭和十七年二月十日
海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 昭和十四年内令第九百七十三號ハ東京海軍通信隊ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百六十五號

昭和十六年内令第七百五號ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年二月十日
海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 前記内令ハ鈴鹿海軍航空隊ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百六十六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十七年二月五日ヨリ之ヲ適用ス

内令

二五五

0305

内 令

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第百一海軍工作部（ペナン分工場ニ充ツベキモノ）

機 關	大 中 佐	部 員	一 人
造船科	造機科	造兵科	佐尉官
書 記	附 部 員	副 部 員	三 人
技 手	附 部 員	附 部 員	一 人
			五 人

内令第二百六十七號

大井海軍航空隊（假稱）及徳島海軍航空隊（假稱）ノ定員表別表ノ通假定ス

前項ノ航空隊設立準備員ニ充ツル爲必要ニ應ジ其ノ所在地ノ警備區所管ノ鎮守府ニ出仕又ハ附トシテ別表定員ノ範圍内ノ人員ヲ臨時増置スルコトヲ得

昭和十六年内令第千二百六十八號及内令第千六百四十六號ハ之ヲ廢止ス

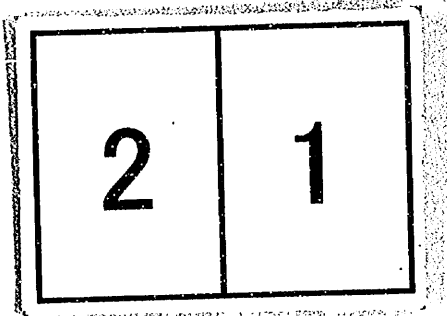
昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

二五六

0306

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	海軍航空隊定員表 (仮定)
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

職名	階級	人数	備考	計		隊附	隊附技師	隊附	教官	教官	分隊長	教務頭	教務副官	隊附	分隊長	主計長
				高	特務士官											
主計長	主計中佐	一														八十八
分隊長	主計少佐、主計大尉	一														百八十三
隊附	主計科尉官	一														百七十
教務頭	少佐、大尉	一														十四
分隊長	少佐、大尉	十二														二十三
教官	中佐、中尉	七														八
教官	少佐、大尉	十七														十七
教官	機關少佐、機關大尉	一														四
教官	機關中佐	一														三
教官	軍醫中佐	一														三
教官	技師	一														四
教官	特務中少尉	三														六十一
教官	飛行科特務士官	六十														六百九十五
教官	整備科特務士官	三														七十一
隊附	整備科特務中少尉	三														三十四
隊附	機關特務中少尉	一														十八
隊附	工作特務中少尉	一														十八
隊附	看護特務中少尉	一														十八
隊附	主計特務中少尉	一														八十
隊附	士官	百四十五人														百七人
隊附	特務士官	百六十四人														五百三人
隊附	高	内、外、一、八														九百五十九人
備考	<p>一 飛行長、飛行隊長、通信長、兵科分隊長十二人、隊附兵科尉官、整備長、機關科分隊長五人、隊附機關科尉官、軍醫長、技師並ニ隊附タル特務中少尉三人、飛行科及整備科特務士官、整備特務中少尉及工作特務中少尉ハ教官ヲ兼務ス</p> <p>二 兵曹長六人、飛行兵曹長及整備兵曹長ハ教官ニ充ツ</p> <p>三 兵科分隊長ノ中一人ハ特務大尉又ハ飛行特務大尉ヲ以テ、機關科分隊長ノ中二人ハ整備特務大尉、機關特務大尉又ハ工作特務大尉ヲ以テ補スルコトヲ得</p> <p>四 特務中少尉及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ</p> <p>五 飛行科特務士官、准士官及整備科特務士官、准士官（搭載諸兵器ノ整備ニ従事スルモノ）ノ中一人ハ掌飛行長ニ充ツ</p> <p>六 整備科特務士官及整備兵曹長ノ中八人ハ搭載諸兵器ノ整備ニ従事スルモノニ充ツ</p> <p>七 整備特務中少尉及整備兵曹長ノ中一人ハ掌整備長ニ充ツ</p> <p>八 主計特務中少尉及主計兵曹長ノ中一人ハ掌經理長、一人ハ掌衣糧長ニ充ツ</p> <p>九 本表中特務士官、准士官、下士官又ハ必要ニ應ジ兵科、飛行科、整備科、機關科及工作科ノ官階又ハ職階ノ定員ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得</p> <p>十 本表ノ外必要ニ應ジ教官トシテ士官及技師ヲ置キ他ニ本職アル者ヲ以テ兼補スルコトヲ得</p>															
特修兵	掌砲兵	三														九八
特修兵	掌測的兵	三														九八
特修兵	掌飛行兵	一七〇														九八
特修兵	掌航空兵器兵	一														九八
特修兵	掌航海兵器兵	一														九八
特修兵	掌電機兵	一〇														九八
特修兵	掌機兵	一〇														九八
特修兵	掌工兵	一〇														九八
特修兵	兵科特修兵適宜	一														九八

海軍航空隊定員表 (假定)
 (別表第二)
 (昭和十七年内令第二百六十七號)

職掌	隊附			隊			計			備	考
	特務中少尉	飛行科特務士官	整備特務中少尉	機關特務中少尉	工作特務中少尉	主計特務中少尉	特務士官	士官	兵		
司令大佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	一 兵科分隊長ノ中一人ハ特務大尉又ハ飛行特務大尉ヲ以テ、機關科分隊長ノ中一人ハ整備特務大尉、機關特務大尉又ハ工作特務大尉ヲ以テ補スルコトヲ得 二 特務中少尉及兵曹長ノ中一人ハ掌通信長ニ充ツ 三 飛行科特務士官、准士官及整備兵曹長(搭載諸兵器ノ整備ニ従事スルモノ)ノ中一人ハ掌飛行長ニ充ツ 四 整備特務中少尉及整備兵曹長ノ中一人ハ掌飛行長ニ、一人ハ掌整備長ニ、一人ハ搭載諸兵器ノ整備ニ従事スルモノニ充ツ 五 本表中特務士官、准士官、下士官又ハ兵ハ必要ニ應ジ兵科、飛行科、整備科、機關科及工作科ノ官階又ハ職階ノ定員ノ範圍内ニ於テ彼此増減スルコトヲ得
副司令中佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
副官少佐、大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飛行長中少佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飛行隊長中少佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
通信隊長兼少佐、大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
分隊長兼少佐、大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附兵科尉官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
整備隊長機關中少佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
分隊長兼機關少佐、機關大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附軍醫少佐、軍醫大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附軍醫少佐、軍醫大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附軍醫少佐、軍醫大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附主計少佐、主計大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附主計少佐、主計大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附主計少佐、主計大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
隊附主計少佐、主計大尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飛行長中少佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飛行科特務士官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
整備特務中少尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
機關特務中少尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
工作特務中少尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
主計特務中少尉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特務士官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
士官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
水兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
整備兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
機關兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
工作兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
看護兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
主計兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飛行兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
整備兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
機關兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
工作兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
看護兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
主計兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵曹長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
下士官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

- 特修兵
- 掌砲兵 (普) 二
 - 掌測的兵 (普) 二
 - 掌帆兵 (普) 三
 - 掌信號兵 (普) 五
 - 掌電信兵 (普) 一〇
 - 掌飛行兵 (普) 一八
 - 掌航空兵器兵 (普) 一四
 - 掌電機兵 (普) 三
 - 掌經理兵 (普) 四
 - 掌衣糧兵 (普) 三
 - 掌工兵 (普) 二
 - 掌機兵 (普) 三
 - 掌電機兵 (普) 三
 - 兵科特修兵適宜 (暗號) 二

参照 前記内令ハ大井及徳島海軍航空隊設立準備員ニ充ツル爲人員臨時増設ノ件ナリ

(別表二葉添)

内令第二百六十八號

昭和十七年内令第十二號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

漁船第一翠平丸、漁船第五南州丸及漁船第二バヲ丸ノ各項ヲ削ル

参照 昭和十七年内令第十二號ハ特設艦船ノ種別及所管ヲ定ムルノ件ナリ

内令第二百六十九號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内、令

二五七

0310

船名	特設艦船種別	所管
漁船 ニウギニア丸	特設監視艇	横須賀鎮守府
漁船 第二那智丸	特設監視艇	横須賀鎮守府
漁船 金比羅丸	特設監視艇	横須賀鎮守府

内令第二百七十號

昭和十六年内令第七百八十號別表中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第六防備隊ノ項特設監視艇ノ欄「第一翠平丸、第五南州丸、第二巴拉オ丸」ヲ「ニウギニア丸、第二那智丸、金比羅丸」ニ改ム

参照 昭和十六年内令第七百八十號ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

0311

内令第二百七十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦駒橋

兵曹、水兵

二人(掌機雷兵 普機雷)

内令第二百七十二號

昭和十六年内令第千四十七號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表第一横須賀鎮守府ノ部中美幌海軍航空隊ノ項ノ次ニ

三澤海軍航空隊

一

二

ヲ、第一掃海隊ノ項ノ次ニ左ノ如ク加へ同項中

〔六〕ヲ〔四〕ニ改ム

内令

二五九

0312

内令

二六〇

第五號掃海艇

一

同吳鎮守府ノ部中宇佐海軍航空隊ノ項機關科分隊長ノ欄「二」ヲ「三」ニ改ム
 同佐世保鎮守府ノ部中元山海軍航空隊及東港海軍航空隊ノ項兵科分隊長ノ欄各「二」ヲ「三」ニ改ム
 第二十六潜水隊ノ項「一(呂六二)」ヲ「二(呂六六)」ニ改メ第二十七潜水隊ノ項ヲ削ル
 同舞鶴鎮守府ノ部中第一水雷隊ノ項ヲ削リ鴨ノ項ノ次ニ

鴻	一	一				
隼	一	一				
鶴	一	一				

ヲ加フ

別表第二横須賀鎮守府ノ部中第三航空隊ノ項ヲ左ノ如ク改ム

第一監視艇隊							
第二監視艇隊					一		
第三航空隊	通一	一				一	
第四航空隊		一				二	

0313



同吳鎮守府ノ部中最上川丸ノ項ヲ左ノ如ク改ム

最上川丸

二

参照 前記内令ハ科長兼分隊長等定員中特務士官ヲ以テ充ツベキ位置ヲ定ムル件ナリ

内令第二百七十三號

昭和十七年内令第四六七號
ニテ本號廢止

昭和十七年七月三十一日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府(三重海軍航空隊(假稱)設立準備員ニ充ツベキモノ)

大 佐 出仕 一人

機 關 中 少 佐 出仕 一人

特務中少尉、兵曹長 附 一人

機關特務中少尉、機關兵曹長 附 一人

内令

二六一

0314

内令

二六二

工作特務中少尉、工作兵曹長	附	一人
主計特務中少尉、主計兵曹長	附	一人
機 關 兵 曹		一人(掌電機兵)
工 作 兵 曹		一人(掌工兵 木具)
主 計 兵 曹		一人(掌經理兵)
水兵、整備兵、機關兵		五人
主 計 兵		二人(掌經理兵 一)

内令第二百七十四號

昭和十五年内令第八百九十一號中「第十六航空隊」ヲ「第三根據地隊司令部」ニ改ム

第十八航空隊」ヲ「第五根據地隊司令部」ニ改ム

昭和十七年二月十日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

参照 前記内令ハ昭和十七年十一月三十日迄第一航空艦隊司令部(第四航空艦隊司令部ニテ勤務スベキモノ)等ノ人員臨時増設ノ件ナリ

0315



内令第三百七十五號

昭和十八年内令第一三六號
ニテ本號廢止

臨時地方海軍運輸部規程左ノ通定ム

昭和十七年二月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

臨時地方海軍運輸部規程

第一條 大東亞戰爭中地方海軍運輸部ヲ置ク

地方海軍運輸部ノ所屬、名稱及所在地ハ別表ニ依ル

第二條 地方海軍運輸部ハ所在地ニ於ケル運輸ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 地方海軍運輸部ニ部長、部員及附ヲ置ク

部長ハ他ニ本職アル海軍士官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 地方海軍運輸部長ハ所屬長官ニ隸シ部務ヲ掌理ス但シ運輸ニ關シテハ海軍運輸部長ノ區處

ヲ承ク

第五條 部員ハ軍屬(部内限リ奏任官待遇ノ者)ヲ以テ之ニ充ツ部長ノ命ヲ承ケ服務ス

必要ニ應ジ部員ニハ士官又ハ特務士官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

内令

二六三

0316

第六條 附ハ軍屬(部内限リ判任官待遇ノ者及其ノ他ノ者)ヲ以テ之ニ充ツ部長又ハ部員ノ命ヲ承
ケ服務ス

附則

本令施行中海上運輸規程中兵備局長トアルハ海軍運輸部長、所屬鎮守府トアルハ地方海軍運輸部ノ
所屬スル廳、鎮守府司令長官トアルハ地方海軍運輸部ノ所屬ノ長、港務部トアルハ地方海軍運輸
部、港務部長トアルハ地方海軍運輸部長トス

(別表一葉添)

(諸例則卷三、六五一頁参照)

内令第二百七十六號

昭和十六年内令第千七百七十八號中「百八十一人」ヲ「百九十一人」ニ改ム

同年内令第千三百七十五號雜内海軍通信隊ノ項中「四人(掌電信兵^高三)」ヲ削ル

同年内令第千四百三十一號中「百人」ヲ「八十人」ニ、「横須賀鎮守府在籍者 五〇」ヲ「横須賀
鎮守府在籍者 三〇」ニ改ム

0317

廢止

昭和十七年二月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

昭和十六年内令第千七百七十八號ハ第三通信隊等ノ人員臨時減員ノ件
参照 同 年内令第千三百七十五號ハ佐世保海軍通信隊等ニ人員臨時増置ノ件
同 年内令第千四百三十一號ハ第四艦隊司令部ニ人員臨時増置ノ件

内令第二百七十七號

昭和十七年内令第千五百九號
本號廢止

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時減員ス

昭和十七年二月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

旅順方面特別根據地隊

兵 曹、水 兵 五人（掌電信兵）

内令第二百七十八號

昭和十七年内令第百四十九號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

二六五

0318

廢止

内令

二六六

末尾ニ左ノ如ク加フ

主計兵

四人

参照 前記内令ハ第百二海軍病院ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百七十九號 昭和十八年内令第三三〇號
ニテ本號廢止

特設艦船及特設艦船以外ノ徵傭船舶ニ對スル船體、機關等ノ試験検査ヲ當分ノ間左ノ通定ム

昭和十七年二月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一 特設艦船

總噸數一、〇〇〇噸以上ノ特設艦船ノ試験検査ハ左ノ各號ニ依リ施行スルモノトス

總噸數一、〇〇〇未滿ノ特設艦船ノ試験検査ハ廳長其ノ必要アリト認ムル場合本則ニ準ジ之ヲ施行スルモノトス

イ 船體、機關等ノ試験検査

特設艦船ノ船體、機關等ノ試験検査ハ左ノ區分ニ依ルモノトス之ガ施行時期ヲ毎回定例検査ノ

0319

時機トス

(一) 船體

(イ) 防水及油密區劃検査

(1) 水線上所在ノ防水又ハ油密區劃ノ試験ハ其ノ内外部ヨリ腐蝕、衰朽ノ狀況ニ就キ外貌検査ヲ行フ

(2) 水線下所在ノ防水區劃及油密區劃(艙室、機械室及諸「タンク」ヲ除ク)中不良ト認ムルモノニ就キ水壓試験ヲ行フモノトス此ノ場合ニハ扉、蓋等ヲモ含メテ水密ヲ検査ス但シ氣密試験ヲ以テ之ニ代スルコトヲ得

(3) 水密扉ノ開閉裝置、載貨門、載炭門、舷窓及上甲板諸開口ノ閉鎖裝置ノ效力試験ヲ行フ

(ロ) 縦強度構成部試験

縦強度構成部ハ腐蝕、衰朽ノ狀況及異狀ノ有無ヲ檢スルト共ニ特ニ異狀アリト認ムル箇所

ハ鐵通試験ヲ行フ

(ハ) 諸裝置效力試験

内令

二六七

0320

左ノ諸装置ノ效力試験ヲ行フ但シ已ムヲ得ザル場合ハ其ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

(1) 排水装置

(2) 消防装置

(3) 操舵、繫船、揚錨及揚貨装置

(4) 短艇揚卸装置

(5) 短艇衰朽ノ狀況及吊索取附部ノ狀況

(二) 機關

(イ) 機關水壓試験

機關ニ就キ水壓試験ヲ行フ場合ノ水壓力ハ別表第一又ハ別表第二ニ依ルモノトス

(ロ) 罐ノ試験検査

罐ノ水壓試験、切開試験及鑽通試験（鑽通試験ハ必要ナル場合ノミ之ヲ行フ）ハ艦船造修

規則ノ定ムル所ニ依ル

(ハ) 復水器管ノ切開試験検査

0321

復水器管ノ切開試験ハ切開スベキ復水器管數ヲ合計三本以上トスルノ外艦船造修規則ノ定
ムル所ニ依ル

(ニ) 高壓空氣管系ノ試験検査

内火主機械及其ノ他ノ空氣管系ニシテ其ノ使用壓力每平方糎五〇疋以上ノモノニ對スル試
験検査ハ艦船造修規則ノ定ムル所ニ依ル

イ 定例検査

特設艦船ノ定例検査ハ現狀ノ確認及整備ヲ目途トシテ實施スルモノトシ船竣工後又ハ最近ノ定
例検査或ハ最近實施ノ船舶安全法ニ依ル定期検査後四年ノ時期ニ於テ之ヲ施行スルノ外艦船造
修規則ノ定ムル所ニ依ル

ロ 特定修理

特設艦船ノ特定修理ハ特令アル場合ノ外之ヲ行ハズ

二 特設艦船以外ノ徵備船舶

特設艦船以外ノ徵備船舶ノ船體、機關等ノ試験検査ハ海軍ニ於テハ之ヲ施行セザルモノトス

(別表第一、二添)

内 令

二六九

0322

(別表) (昭和十七年内令第二百七十五號)

所屬	名	稱	所在地
横須賀鎮守府	東京地方海軍運輸部		東京
	横須賀地方海軍運輸部		横須賀
吳鎮守府	四日市地方海軍運輸部		四日市
	徳山地方海軍運輸部		徳山
佐世保鎮守府	門司地方海軍運輸部		門司
	佐世保地方海軍運輸部		佐世保
舞鶴鎮守府	舞鶴地方海軍運輸部		舞鶴
	小樽地方海軍運輸部		小樽
大湊警備府	室蘭地方海軍運輸部		室蘭
	大阪地方海軍運輸部		大阪
大阪警備府	神戸地方海軍運輸部		神戸
	鎮南浦地方海軍運輸部		鎮南浦
鎮海警備府	大連地方海軍運輸部		大連
	高雄地方海軍運輸部		高雄
馬公警備府	上海地方海軍運輸部		上海
	榆林地方海軍運輸部		榆林
支那方面艦隊	香港地方海軍運輸部		香港
	西貢地方海軍運輸部		西貢
第二遣支艦隊	新嘉坡地方海軍運輸部		新嘉坡
	タラカン地方海軍運輸部		タラカン
第一南遣艦隊	バリックパン地方海軍運輸部		バリックパン
	マカツサル地方海軍運輸部		マカツサル
第二南遣艦隊	アンボイナ地方海軍運輸部		アンボイナ
	マニラ地方海軍運輸部		マニラ
第三南遣艦隊	ダバオ地方海軍運輸部		ダバオ
	サイパン地方海軍運輸部		サイパン
第四艦隊	パラオ地方海軍運輸部		パラオ
	トラツク地方海軍運輸部		トラツク
第四艦隊	クエゼリン地方海軍運輸部		クエゼリン
	ラバウル地方海軍運輸部		ラバウル

(別表第一)

蒸氣機關ニ對スル水壓試験壓力

A 罐使用壓力

B 最高使用壓力

(昭和十七年内令第二百七十九號)

船體ノ一部ヲナサザルタンク	氣蓄器		冷却水及溜水管系	重油及潤滑油管系		罐		試験ヲ施行スベキ部分	水壓試験壓力(瓦/親)
	鍛接又ハ熔接ノモノ	鋸接又ハ織目ナキモノ		其ノ他	送管系	新ニ大ナル修理ヲ施シタル場合	大ナル修理ヲ施サザル場合		
頂板上ニ二・五米ニ相當スル水壓力	二B	一・五B	二B	二	二B	二A	A十三・五	二A	一・五A十三・五

0324

(別表第二)

(昭和十七年内令第二百七十九號)

内火機關ニ對スル水壓試験壓力 A 最高使用壓力		試験ヲ施行スベキ部分	水壓試験壓力(匹/糧)
ピストン冷却部		四	
水ジャケット部		二	
氣蓄器 銲接又ハ繼目ナキモノ		一・五A	
銲接又ハ熔接ノモノ		二A	
燃料油槽(附屬具ヲ取附ケタル儘)		頂板上ニ二・五米ヨリ少カラザル高サニ相當スル水壓力	
強壓油槽		二A	
噴油管系ヲ除ク機關室内燃料油管系(船内取附後)		二	
燃料ポンプノ送油弁ヨリ噴油器ニ至ル管竝ニ燃料油加熱器及其ノ附屬具		二A及毎平方糧二八匹ノ中大ナル壓力	
潤滑油管系		二A	
海水管系		二A	

0325

内令第二百八十號

昭和十六年内令第千二百十七號艦船用内火機械呼稱中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十四日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一、海軍制式ノ艦艇主機械ノ表末尾ニ

呼 號		稱		記 事		
號	型式區分	作動方式	筒徑(種)	行程(種)	原設計所	
五十二號内火機械	八 型	四サイクル單 動無氣噴油	一五〇	二〇〇	海軍艦政本部	
六十一號内火機械	八 型	二サイクル單 動無氣噴油	一四〇	一八〇	同	

ヲ加フ

二、次ノ通改正ス

- (一) 二十三號内火機械ノ原設計所ノ項「三菱横濱船渠」ヲ「海軍艦政本部」ニ、
- (二) ヲ式一號内火機械及ヲ式二號内火機械ノ原設計所ノ項「獨國マン社」ヲ「瑞西國ヲ社」ニ、
- (三) 長崎式七二型七千五百馬力ヂーゼル機械ノ行程ノ項「一五五〇」ヲ「一二五〇」ニ、
- (四) 池貝式二五KWヂーゼル機械ノ筒徑ノ項「一六〇」ヲ「一八〇」ニ、又行程ノ項「二二〇」

内 令

二七一

0326

内令

ヲ「二七〇」ニシテ

(五) 池貝式一五KWディーゼル機械ノ項「池貝式」ヲ「新潟式」ニ改ム

二七二

0327

内令第二百八十一號

水雷隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

第十一水雷隊ノ項ヲ削ル

(内令提要卷一、七二頁参照)

内令第二百八十二號

掃海隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

第二十一掃海隊ノ項中「第九號、」ヲ削ル

(内令提要卷一、七二頁参照)

内令

二七三

0328

内令第二百八十三號

特設驅潛隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第六十四驅潛隊ノ項ヲ削ル

(昭和十六年内令第千二百五十一號參照)

内令第二百八十四號

佐世保鎮守府豫備掃海艇

第九號掃海艇

右第四豫備掃海艇ト定ム

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第二百八十五號

汽船 目枝丸

116217

0329

右特設潜水母艦トシ横須賀鎮守府所管ト定メラル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第二百八十六號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

汽船	船名	特設艦船種別	所管
鳴門丸		特設運送船(給兵船)	舞鶴鎮守府

内令第二百八十七號

右特設運送船(雜用船)トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 北海

丸 291号

内令

二七五

0330

内令

二七六

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第二百八十八號

昭和十七年内令第二百號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

漁船第七十九播州丸及漁船第八十二播州丸ノ項ヲ削ル

参照 昭和十七年内令第二百號ハ特設艦船ノ種別及所管ヲ定ムルノ件ナリ

内令第二百八十九號

海軍特別根據地隊ノ所管、名稱及所在地ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0331

佐世保鎮守府	第十一特別根據地隊	西	貢	ヲ
--------	-----------	---	---	---

佐世保鎮守府	第十一特別根據地隊	西	貢	
--------	-----------	---	---	--

佐世保鎮守府	第十二特別根據地隊	第一南遣艦隊司令長官ノ定ムル地		ニ改ム
--------	-----------	-----------------	--	-----

(内令提要卷一、三八ノ五頁参照)

内令第二百九十號

昭和十七年内令第百七十一號中「及佐世保鎮守府第三特別陸戰隊」ヲ削ル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

前記 内令ハ吳鎮守府第三特別陸戰隊及佐世保鎮守府第三特別陸戰隊職員表ヲ定ムルノ件ナリ

内令第二百九十一號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件中左ノ通改正セラル

内令

二七七

0332

内令

三七八

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

佐世保鎮守府所管中第二十四通信隊ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ

第十二通信隊	第十二根據地隊所在地	甲、丙	第一分遣隊	乙	第十二根據地隊所在地
			第二分遣隊	丁	

(内令提要卷一、三八ノ四二頁参照)

内令第二百九十二號

特設艦船部隊定員令中左ノ通改正セラル

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設通信隊定員表其ノ二中「第八、」ノ下ニ「第十二、」ヲ加フ

(昭和十七年内令百三十六號参照)

0333

内令第二百九十三號

特設艦船部隊特修兵配置表中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

特設通信隊ノ部中「第八、」ノ下ニ「第十二、」ヲ、備考第十四號「第八、」ノ下ニ「第十二、」ヲ加フ

(内令提要卷一、五七九頁参照)

内令第二百九十四號

昭和十六年内令第七百八十號別表中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

第六防備隊ノ項特設驅潜艇ノ欄ニ「第十一昭南丸」ヲ加フ

参照 昭和十六年内令第七百八十號ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令

二七九

0334

内令

内令第二百九十五號

右特設捕獲網艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 鹿島丸

右特設驅潛艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 第十昭南丸

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

三八〇

0335



内令第二百九十六號 昭和十七年内令第一〇二六號
 當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

吳海軍港務部(救難船二神ノ乗員ニ充ツベキモノ)

特務中少尉、兵曹長 附 一人

機關特務中少尉、機關兵曹長 附 一人

兵 曹、水 兵 十一人 (掌帆兵 高 一、掌信號兵 普 一)

機關兵曹、機關兵 十三人 (掌機兵 高 一、掌電機兵 普 二)

内令第二百九十七號 昭和十七年内令第一〇二七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

二八

0336

霞ヶ浦海軍病院

主計兵曹

一人(掌理兵)

内令第二百九十八號

昭和十六年内令第千三百九十二號中「特設潜水母艦平安丸」ノ下ニ「日枝丸」ヲ加フ

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 前記内令ハ特設潜水母艦平安丸ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百九十九號

昭和十六年内令第千九百九十九號中「球磨」ヲ「球磨、天龍、龍田」ニ改ム

昭和十七年二月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 前記内令ハ軍艦長良等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

0337